

*** 特集「国際退職給付会計」***

解題：国際退職給付会計基準の動向

常務取締役 宮井 博

手元に 1990 年 1 月 17 日のメモが残っている。これは、日興フィナンシャル・インテリジェンスの前身である日興リサーチセンターで、投資工学研究のサイエンスアドバイザーをお願いしていた W. F. シャープ博士との打ち合わせ内容を記したメモである。そのメモの中に、今後の行うべき研究開発のテーマとして、「負債」が挙げられている。

1990 年当時はわが国においては、日興バーラ株式モデルなどによりポートフォリオのリスク分析モデルが定着し、アセット・アロケーション・モデルの開発によって年金資産の効率的な運用に向けたコンサルティングが始まろうとしていた。わが国の年金資産運用は、まだ運用規制下（5:3:3 規制）にあり、1997 年に受託者責任ガイドライン¹が制定されて、運用規制が撤廃されるまではアセット・アロケーションが自由に行えなかった。

1990 年時点で既に「負債」について検討すべしという提言がなされていたのは驚くべきであるが、米国では「負債」を考慮した ALM の考え方が既に理論化されていた²。このように、ALM の理論的な考え方は提案されていたが、米国でも実際に ALM を実行した年金基金は少なかったという。これは、米国財務会計基準書(FAS) 87 号「事業主の年金会計（1985 年）」で年金債務を時価評価することになったものの、年金債務の遅延認識や割引率の採用に裁量を与えられていたことや、米国株式市場が 1990 年代に堅調であったため積立超過になり年金基金への拠出が免除されたこと（コントリビュー

¹ 「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」（厚生年金保険法第 136 条の 3）で基本方針の策定が義務付けられた。

² Arnott, R. D. and P. L. Bernstein (1988): "The Right Way to Manage Your Pension Fund", Harvard Business Review, ; Sharp W. F. and L. G. Tint (1990): "Liabilities -- A New Approach," Journal of Portfolio Management, Winter 1990, pp. 5-10. など。

ションホリデー)、負債と資産をマッチングさせる切迫感がなかったことが一因と考えられる。

ところが、近年、欧米において年金債務の時価評価が一層厳格化される傾向にあり、LDI(債務に基づく投資)の導入が現実化していることから、状況が大きく変化しつつあることがわかる。早晩、国際会計基準とのコンバージェンスの流れが加速し、わが国にも年金債務の即時認識などが導入され、企業年金の資産運用・管理のあり方に影響を及ぼすであろう。

このような中、国際会計基準審議会は、討議資料(ディスカッション・ペーパー)「IAS19 従業員給付改正に関する予備的意見」を公表した。国際会計基準審議会は、このディスカッション・ペーパーに対する意見を2008年9月26日まで求め、2011年までに公開草案を作成する段取りになっている。従って、このディスカッション・ペーパーの内容を理解することによって、国際会計基準の動向がある程度明らかになるであろう。今後、年金制度の運営と年金資産運用のあり方を再検討する必要があるものと思われる。

そこで、3人の識者に、このディスカッション・ペーパーに関連する見解を述べていただくことにした。

まず、横浜国立大学教授で、国際会計基準審議会発行のIAS19(Revised)の起草委員会(Steering Committee)委員を務められた五十嵐則夫氏に、「会計基準グローバル化へのアプローチと年金会計の動向」と題して、会計コンバージェンスの背景にある思想的な流れや過去の経緯、実務上の問題点などを大局的な観点から解説していただいた。五十嵐氏によると、各国独自の会計基準は、各国の「文化」を背景にしているので、「個性化」に向かう傾向にある一方、企業を取り巻く環境やステイクホルダーはグローバル化しており、企業活動や企業評価においては会計基準の「標準化」が求められている。従って、「会計基準のグローバル化は異なった複数の会計基準が交錯し、融合して一つの安定した価値の共有化が成立」したときに達成されるものであり、これに向かってコンバージェンスが進められているということである。同氏は、この大局的な背景を整理した上で、具体的にどのようなアプローチでコンバージェンスが進められているのかを解説されている。

次に、弊社副理事長の中田に、「国際会計基準審議会討議資料『IAS19 従業員給付改正に関する予備的意見』について」と題して、ディスカッション・ペーパーの内容を整理していただいた。ディスカッション・ペーパーは1章～10章に付録を加えて、97ページからなるが、これの説明書として12～13ページの非常にコンパクトな資料にまとめられている。また、ディスカッション・ペーパーに記された15の質問が参考資料として和訳されており、IASBが検討内容の周知と議論への積極的な参加を促していることがわかる。

最後に、ヒューイット・アソシエイツの年金数理人である松原 良氏に、「IAS19『従業員給付』の改正に関する討議資料について」と題して、ディスカッション・ペーパーの背景と内容解説をしていただき、ディスカッション・ペーパーに対するコメントと、日本の退職給付制度への影響について考察していただいた。特に、後者については、年金債務の変動リスクを意識した資産運用のイノベーションが期待されるとしている。「退職給付会計の導入は、企業の経営者の目を年金制度に向けさせたが、即時認識は、さらに経営者の関心を年金制度に向けることになるだろう」という指摘は、企業経営と従業員の年金制度、資産運用の一体化がさらに進むことを予見している。

This page intentionally left blank